

①精神障害者支援体制加算について

相談室さくらそうでは、令和3年6月1日より精神科病院等に入院する精神障がい者の方や、地域において単身生活等をする精神障がい者の方に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めて適切な計画相談支援等を実施するために、下記の通り研修を終了した相談支援専門員を事業所に配置しております。尚、配置している常勤の相談支援専門員の氏名や終了した研修名は次の通りです。

- ・体制換算を算定するにあたって要件となる受講済み研修
研修名：東京都精神障害者地域移行促進事業における地域移行関係職員に対する研修
- 主催者：一般社団法人東京精神保健福祉士協会
- ・研修を修了した者
氏名：金子絵美子 / 職種・相談支援専門員

②行動障害支援体制加算について

相談室さくらそうでは、令和3年6月1日より行動障害のある知的障害者や精神障害者に対して適切な計画相談支援、行動障害のある障害者へ適切に対応できる体制を実施するために、東京都が実施する強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を終了した相談支援専門員を配置しております。尚、配置している常勤の相談支援専門員の氏名や終了した研修名は次の通りです。

- ・体制換算を算定するにあたって要件となる受講済み研修
研修名：厚生労働省の定める強度行動障害者支援者養成研修（実践研修）
- 主催者：東京都
- ・研修を修了した者
氏名：金子絵美子 / 職種・相談支援専門員

③主任相談支援員について

相談室さくらそうでは、令和7年3月より、自立相談支援機関や地域においてのリーダーシップ的な役割を果たすため、東京都が実施する研修を修了した主任相談支援員を配置しております。尚、配置している常勤の相談支援専門員の氏名や終了した研修名は次の通りです。

- ・主任相談支援員配置加算を算定するにあたって要件となる受講済の研修
研修名：東京都相談支援従事者主任研修
- 主催者：東京都
- ・研修を修了した者
氏名：金子絵美子 / 職種・相談支援専門員

特定相談事業
特定障害児相談支援事業
東京都指定一般相談支援
地域移行支援・地域定着支援

〈当事業所へのアクセス〉

高幡不動駅より

1番バス停

「聖蹟桜ヶ丘行」・「帝京大学構内行」・「百草団地行」に乗車
「百草団地入口」で下車、徒歩10分（「百草団地行」に関しては「百草センター」で下車）

3番バス停

「聖蹟桜ヶ丘駅行」百草園住宅経由に乗車
バス停「百草園住宅東」で下車、徒歩5分



相談室

さくらそう



〒191-0033

東京都日野市百草1042-21

百草ふくしの里あすなる3F

TEL:042-506-5783

携 帯:090-4395-4122 (金子)

携 帯:080-3719-3164 (川又)

FAX:042-506-5781

E-mail:soudan_sakurasou@kashima-kaiatsu.co.jp

利用時間 午前 8:00 ~ 午後 5:00

指定特定相談支援事業所
鹿島開発株式会社